

制定：平成23年3月14日

改正：平成25年3月14日

## 北海道臨床心理士会倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、北海道臨床心理士会（以下「本会」という。）規約第26条に基づき、本会会員（以下「会員」という。）である臨床心理に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

### (目的)

第2条 本規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

### (倫理委員会の設置)

第4条 本会は、第2条の目的のために、倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (委員会の業務)

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

1. 非会員及び会員からの倫理に関する問い合わせへの対応
2. 会員の倫理向上に向けての本会への提言
3. 本規程の改廃に関する審議
4. 倫理違反が懸念される案件に関する会長からの委嘱に基づく審査。審査とは、案件の調査及び処遇案の答申をいう。
5. その他、会長が必要と認める業務

### (委員会の構成)

第6条 委員会は以下のものをもって構成する。

1. 倫理担当理事及びその理事より指名され理事会において承認された会員若干名をもって構成する。
2. 委員長は、本条第1項の理事が会長の指名を受けて就くものとする。
3. 副委員長は、委員の互選とする。
4. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、引き続いて6年を超えての選出はこれを認めない。任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。
5. 委員長は、委員会の承認を得て、必要に応じて学識経験者等の委員会への出席あるいは助言を要請することができる。
6. 委員長は、事案の内容に応じて必要な場合には、あらかじめ理事会の承認を得て、

会員又は非会員を委員として加えることができる。任期は審査終了時までとする。

7. 委員は独立性を認められ、いかなる干渉も受けない。

#### (委員会の運営)

##### 第7条 委員会の運営

1. 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。
2. 委員長は、委員会への審査の委嘱があった場合には、速やかに委員会を招集する。
3. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
4. 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。

#### (審査)

##### 第8条 審査

1. 会員及び会員の活動とかかわりのあるすべての人は、倫理綱領に抵触すると思料するときは、文書をもって委員会に事案の審査を請求することができる。
2. 申請を受けた委員会は、会長に報告する。
3. 審査は、事実を尊重し、憶測や推測を排除し、当事者の意見表明権を尊重して、厳正かつ民主的に行わなければならない。
4. 審査は、当事者の人権に十分配慮し、得られた情報についても、その扱いに十分留意して行わなければならない。
5. 本会会長は審査終了後、所定の手続きを経て、その結果を文書をもって申請者に通知しなければならない。

#### (委員会の報告)

第9条 委員会は会長より審査を委嘱された日より起算して3ヶ月以内に、必要に応じて一般社団法人日本臨床心理士会（以下「日本臨床心理士会」という。）倫理委員会及び財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「認定協会」という。）倫理委員会と連絡調整の上、答申の必要があると判断された場合には、嚴重注意、教育・研修の義務付け、一定期間内の会員活動の停止及び除名等を含む処遇案を答申するものとする。

2. 上記以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告する。

#### (処遇)

第10条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会における議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。理事会が適当と判断した場合、本会会員に周知する。

第11条 会長は第10条理事会の裁定に基づく措置につき、必要な場合は日本臨床心理士会及び認定協会に報告するものとする。

#### (改廃手続き)

第12条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会における議決によって承認を得た後、

会長がこれを行う。

(細則)

第13条 本規程は、必要により理事会の承認を得て、細則を設けることができる。

2. 細則の改廃は、委員会の議を経て、理事会における議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則 本規程は、平成23年4月1日より施行する。

平成23年3月14日制定に伴い、平成22年度および平成23年度内は制定前の倫理担当理事が制定後の委員長を担うこととする。

附則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。